

社会福祉法人東京蒼生会 個人情報保護規程

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)に基づき定めた社会福祉法人東京蒼生会(以下「法人」という。)の個人情報保護に関する基本方針にのっとり、個人の人格尊重の理念の下に、社会福祉法人東京蒼生会(以下「法人」という。)が取り扱う個人情報の取得、管理並びに利用及び提供について適正を期し、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2)個人識別符号が含まれるもの

(3)前二号の「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。
ア 「指紋認識データ」、「顔認識データ」など特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
イ 「旅券番号」、「運転免許証番号」などの特定の個人に割り振られた公的な番号

2 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

(1)本人の人種、信条又は社会的身分

(2)病歴

(3)犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実

(4)その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」(以下「政令」という。)で定める記述等が含まれるもの

3 この規程において、「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピューターを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、牽引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態においているものをいう。

4 この規程において、「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この規程において、「保有個人データ」とは、個人データのうち、法人が、開示内容の訂正、追加又は削除、

利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。ただし、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの又は公益その他の利益が害されるものとして政令で定める以外のものをいう。

- 6 この規程において、「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この規程において、「職員等」とは、直接間接に法人の指揮監督を受けて、法人の業務に従事しているすべての個人をいい、雇用関係にある職員のみならず、理事、評議員、監事、派遣職員、実習生及びボランティア等を含むものである。
- 8 この規程において、「個人情報保護委員会」とは、個人情報保護法第 130 条の規定により設置された内閣総理大臣の所管に属する委員会をいう。
- 9 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。

第二章 個人情報の利用目的

(利用目的の特定)

第3条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的及び利用方法による制限)

第4条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 当該個人情報の取り扱いが法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(不適當な利用の制限)

第5条 法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはな

らない。

第三章 個人情報の取得

(適正な取得)

第6条 法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得してはならない。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5)当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、報道機関等により公開されている場合
 - (6)本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (7)第16条第2項各号(開示の請求)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合

第四章 利用目的の通知等

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第7条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約その他書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
 - 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
 - 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体財産その他権利利益を害するおそれがある場合
 - (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であ

って、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第五章 個人情報の管理

(データ内容の正確性の確保)

第8条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損(以下、「漏えい等」という。)の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。この場合において個人データには、個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。

(職員等の監督)

第10条 法人は、その職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第11条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報保護統括責任者の設置)

第12条 法人全体における個人情報の適正な取扱いと安全確保を推進するために、個人情報保護統括責任者(以下、「統括責任者」という。)を置く。

- 2 統括責任者は、理事長が任命し、法人内の特定個人情報等を取り扱う業務において、関係法令、本規程等が遵守され、適法かつ適正に取り扱われているかについて、定期的に調査を行い、その結果を理事長・監事に報告する。
- 3 統括責任者は、個人情報の取扱いに関する調査を行うため、必要の都度調査担当者を選任することができる。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第12条の2 法人は、個人情報の適正な取扱いを図るため、本部事務局及び各事業組織に個人情報保護管理責任者(以下、「事業所責任者」という。)を設置しなければならない。

- 2 事業所責任者は、個人情報の保護に関し、その管理下にある職員等を指揮・監督しなければならない。
- 3 事業所責任者は、個人情報の保護に関し、その管理下にある職員等の意識啓発に努めなければならない。

(漏えい等事案に対する措置)

第13条 法人は、個人データの漏えい等の事故が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、その事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事実関係及び影響範囲等の調査
- (2) 関係者への通知または公表
- (3) 原因の究明及び被害の拡大防止
- (4) 再発防止策の検討及び実施

- 2 法人は、個人データの漏えい等個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める事案(以下「漏えい等事案」という。)が生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 3 法人は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、個人情報保護委員会規則の定めるところに基づき、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第六章 個人データの第三者提供

(第三者提供の制限)

第14条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
 - 3 法人は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称住所又は法人に

あつてはその代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条の2 法人は、個人データを第三者(第2条第9項ただし書に掲げるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、当該個人データを提供した年月日のほか、次に掲げる事項に関する記録を速やかに作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の本人の同意を得ている旨
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第14条の3 法人が第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 法人は、前項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日のほか、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

- (1) 本人の同意を得ている旨(個人情報データベース等を事業の用に供している者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。)
- (2) 前項各号に掲げる事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

3 法人は、前項の記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

第七章 保有個人データに関する事項の公表等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第15条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) すべての保有個人データの利用目的(第89条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による請求に応じる手続及び第24条第2項の規定による手数料の額。

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として法人で定めるもの

2 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない

第八章 保有個人データの開示等

(開示の請求)

第16条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。

(1) 電磁的記録の提供による方法

(2) 書面の交付による方法

2 法人は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 法人は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、他の法令の規定に定めるところとする。

(訂正等の請求)

第17条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を請求することができる。

2 法人は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、

その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は訂正等の措置は行わない。
 - (1)利用目的から見て訂正等が必要でない場合
 - (2)誤りという指摘が正しくない場合
 - (3)訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
 - (4)利用停止等、第三者への提供の停止の請求があった場合であっても、手続き違反等の指摘が正しくない場合
- 4 法人は、第2項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。
- 5 法人は、保有個人データの訂正にあたっては、訂正した者、内容、日時等がわかるように行わなければならない。
- 6 法人は、保有個人データに字句などを不当に変える改ざんは、行ってはならない。

(利用停止等の請求)

第18条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条の利用目的及び利用方法の制限若しくは第5条の2(不適正な利用制限)の規定に違反して取り扱われているとき、又は第6条の(適正な取得)の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。その内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を請求することができる。

- 2 法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、利用停止等当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データを当法人が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第13条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 5 法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行なければならない。ただし、当該保有個人デ

ータの利用停止又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 6 法人は、第1項若しくは第4項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第19条 法人は、第15条第3項、第16条第3項、第17条第3項又は前条第6項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等請求等に応じる手続)

第20条 法人は、第15条第2項(利用目的)、第16条第1項(開示請求)、第17条第1項(訂正)又は第18条第1項若しくは第2項(利用停止)の規定による請求(以下この号において「開示等の請求」という。)に関し、当該請求をする者が、本人であること若しくはその法定代理人であること又は本人が委任した代理人であることを証明するために必要な書類を提出させ、又は提示させなければならない。

- 2 法人は、本人に対し、開示等の請求に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、法人は、本人が容易かつ的確に開示等の請求をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 本人が委任した代理人

(開示請求に対する決定)

第21条 法人は、前条各項の決定は、当該請求があつた日の翌日から起算して、開示は14日以内に、訂正等の請求、利用停止等の請求にあつては30日以内にならなければならない。

- 2 法人は、前項の決定をしたときは、当該請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 法人は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に当該請求に対する決定等を行うことができないときは、当該請求があつた日の翌日から起算して、60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、法人は、当該請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示方法)

第22条 法人は、前条第1項の規定により当該請求に応じることと決定した時は、速やかに当該請求に応じなければならない。

- 2 保有個人データの開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については、印字装置を用いて出力した物の当該部分の閲覧、視聴又は写しの交付により行うものとする。
- 3 法人は、第1項の規定により訂正等の請求、利用停止等の請求に応じた場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人データの提供先に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第九章 その他

(苦情の申出)

第23条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情についての申し出を受けたときは、その目的を達成するために、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるなど、これに誠実に対応しなければならない。

(手数料)

第24条 法人は、第15条第2項、第16条第1項の規定による開示の請求を受け、写しの交付の方法で開示したときには、別に定める手数料を徴収することができる。

(職員等の個人情報の取り扱い)

第25条 職員等の個人情報の取り扱いについては、本規程で定めるほか、別に定めるところによるものとする。

(委任)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、法人が別に定める方法により、法人又は事業組織ごとに定める。

(その他)

第27条 この規程に規定されていない事項については、厚生労働省個人情報保護委員会による、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」によるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 5月20日から施行する

平成28年 2月 1日 一部改正・施行

2022年 7月 1日 一部改正・施行

2024年12月 1日 一部改正・施行